# 旭川市環境基本計画 【第2次計画・改訂版】 (第2版)

平成 28 年 (2016 年) 3月 令和 2 年 (2020 年) 1月 改訂

旭川市



旭川市長 西川 将人

旭川市は、原生的な山岳環境が広がる大雪山に抱かれ、その山々を源流とした石狩川と多くの支流が合流する上川盆地の中央に位置した自然豊かなまちです。

また、山々が織りなす地理的な特徴、水源地と肥沃な大地がもたらす農産物や工業製品、旭川空港・JR各線・主要道路等の交通基盤の整備によって、産業や経済・医療・福祉・教育・文化などの様々な都市機能が発達し、北北海道の拠点として発展を遂げてきました。

本市では、平成28年3月に「旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】」を策定し、健全で良好な環境を将来に引き継いでいくため、様々な施策を展開してきました。

近年、SDGsの採択やパリ協定の発効を契機に、環境を取り巻く世界情勢が大きく動きつつあります。

さらには、開発行為や侵略的外来種、気候変動による影響に加え、少子高齢化・ 人口減少社会といった、長期的な課題も想定されます。

策定から4年を経て、これらの変化や課題に適切に対応し、将来にわたり持続可能な社会を実現するために本計画を見直し、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性保全などの環境問題に対するより一層の取組を進めていくこととしました。

今後においても着実な計画の推進には、市民・団体・事業者・市の協働が大きな原動力となります。

皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、計画見直しに当たり、熱心な御審議をいただきました旭川市環境審議会の皆様、貴重な御意見と御提言をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

# 【目 次】

第	1章 計画改訂の基本的事項	
1	計画見直しの趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付けと性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	この計画で対象とする環境の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の期間 ····································	4
5	計画の構成及び見直しの方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2	2章 環境の保全と創造に関する目標	
1	環境の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	環境目標	6
3	施策体系	7
第	3章 環境の保全と創造に関する施策	
1	循環型社会の形成	8
2	地球環境の保全 一市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち― ・・・・・・・ (1)地球温暖化対策の推進 (2)その他の地球環境保全対策の推進	11
3	自然環境の保全豊かな水や緑とともに生きるまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4		17

5 生活環境の保全 一良好な大気,水,土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち― ・・・ 20 (1)大気,水など生活環境の保全
日 環境に配慮する人の育成     一環境に配慮し行動する人をつくるまち― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章 配慮指針
1 市民の配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2 事業者の配慮事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 市の配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第5章 持続可能な開発目標(SDGs)との関係
1 持続可能な開発目標(SDGs)との関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第6章 計画推進体制と進行管理
2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
3 市民意見の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
資料編
1 計画改訂の経過【平成28年度】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2 計画見直しの経過【令和元年度】・・・・・・・・・・・・・・・・42
3 旭川市環境基本条例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4 計画の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

# 第1章 計画改訂の基本的事項

# 1 計画見直しの趣旨と背景

本市では、健全で良好な環境の保全と創造を掲げた「旭川市環境基本条例」の基本理念に基づき、 平成28年3月に旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】を策定し、様々な施策を展開してきました。

この間, 平成27年の「SDGs (持続可能な開発目標)」と「パリ協定」の採択を発端とする各種の計画や実施指針, アクションプランの策定などの動きが活発化しており, 環境の観点においても持続可能な社会の実現に向けた取組が求められている状況にあります。

また、本市は、大雪山から連なる山並みに抱かれた、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、この恵まれた特性を生かすため、より一層の自然環境の保全と適正な利用を図ることが求められています。

環境基本計画に基づくこれまでの取組により、大気や水質に関する環境基準などの目標はおおむね 達成されており、温室効果ガス排出量の削減についても様々な取組が行われています。

一方で、侵略的外来種の生息拡大や野生生物の市街地への出没相談の増加といった生態系の問題 や、新たに構築するごみ処理システムに対応したごみ処理施設の整備などの課題を抱えています。

こうした社会情勢の変化や本市の特性、計画の進捗状況などを考慮し、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の見直しに合わせて、令和2年度以降の環境施策の基本的な展開方向を修正するため、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】の見直しを行いました。

#### 【環境行政に関連した主な動向】

平成27年(2015年)	9月 国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択
	10月 旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定
	12月 気候変動枠組条約第21回締約国会議で「パリ協定」を採択
平成28年(2016年)	3月 旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】を策定 新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】を策定 第2次旭川市緑の基本計画を策定
	5月 国が「地球温暖化対策計画」を策定
	11月 国連協力による地球温暖化対策の枠組み「パリ協定」発効
	12月 国が「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」の決定
平成29年(2017年)	12月 国が「SDGsアクションプラン2018」の決定
平成30年(2018年)	1月 第2次旭川市緑の基本計画アクションプログラムを策定
	4月 国が「第五次環境基本計画」を策定
	6月 国が「気候変動適応法」を公布
	国が「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定
	11月 国が「気候変動適応計画」を策定
	12月 国が「SDGsアクションプラン2019」の決定

# 2 計画の位置付けと性格

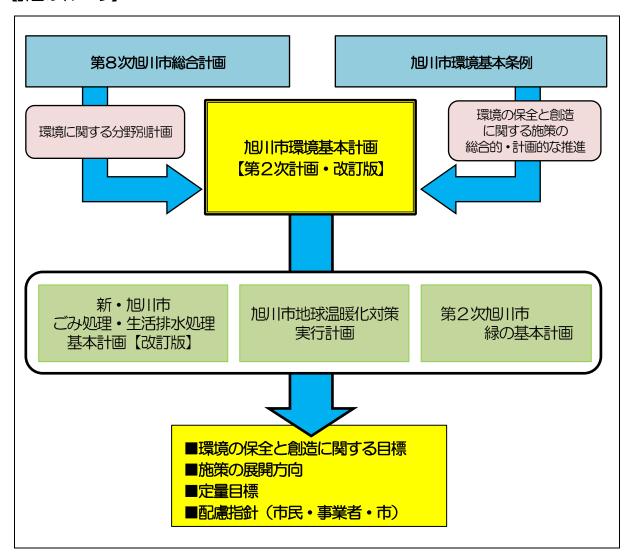
本計画は、旭川市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針などを定めています。

本計画では、現在の環境問題を巡る様々な動向や計画の進捗状況などを考慮して、21 世紀半ばを 見据えた長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間内に展開する施策の基本的 事項を示しています。

また、本市のまちづくりの基本となる旭川市総合計画の分野別計画であるとともに、環境政策に 関する基本的な計画として位置付けられており、環境に関する他の個別計画は、本計画との整合を 図りながら推進されます。

なお、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の枠組みである「第五次環境基本計画」や、北海道の特性を踏まえた「北海道環境基本計画(第2次計画)」との整合についても考慮しています。

# 【計画のイメージ】

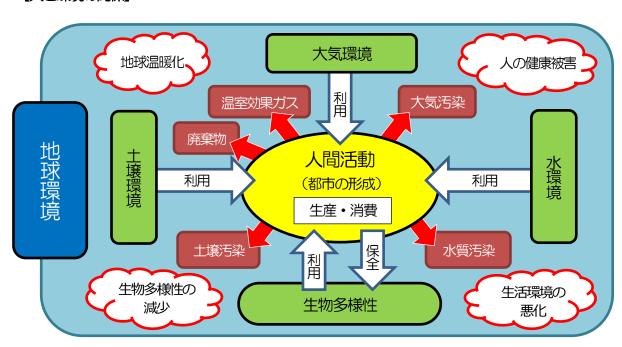


# 3 この計画で対象とする環境の範囲

旭川市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえるとともに、国や道の環境基本計画との整合を考慮し、次の分野を本計画で対象とする「環境」の範囲とします。



# 【人と環境の関係】



# 4 計画の期間

地球温暖化対策や生物多様性保全などの長期的な視点に立つとともに、第8次旭川市総合計画をはじめとした関連計画との整合性や一体的な進行管理を図るため、平成28年度から令和9年度までの12年間を本計画の期間とします。

# 5 計画の構成及び見直しの方向性

本計画は、環境の保全と創造に関する長期目標(第2章)、総合的な施策の方向(第3章)、配慮指針(第4章)、持続可能な開発目標との関係(第5章)で構成されています。

今回の見直しにおいては、環境の将来像及び環境目標を継承しながら、社会情勢の変化や新たな課題、現計画の進捗状況及び市民ニーズの変化への対応を踏まえ、施策の展開方向、配慮指針の検討を行いました。

また、定量目標では、令和5年度時点における中間目標値の設定を行いました。

# 第2章 環境の保全と創造に関する目標

# 1 環境の将来像

健全で良好な環境の保全と創造を実現するため、21世紀半ばを展望し、本市の目指す環境の将来像とそのイメージを示します。

# 【イメージ】

旭川の自然を特徴づける川や山並みの緑、そこに生きる多様な生物の営みなど、本市のすぐれた自然環境の適正な保全が図られ、市民はより豊かな生活を維持しつつ持続可能な社会を求める傾向がより一層強まり、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を心がけています。

また、事業者は、環境に配慮した事業活動を積極的に推進し、さわやかな空気、清涼な水が維持されるとともに、様々な物質の循環が良好に保たれながら、農林業や観光など様々な産業が活発になっています。

これらの市民や事業者などの取組が、歴史・風土を生かした北国らしい快適な暮らしと調和しながら、このすばらしい環境を将来の世代の人たちに引き継いでいます。

# 豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する 環境にやさしいまち あさひかわ



# 2 環境日標

環境の将来像「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する 環境にやさしいまちあさひかわ」を実現するため、6つの環境目標と施策の推進方向を示します。

- (1)物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち
- (2) 市民一人ひとりが地球を思い行動 する地球にやさしいまち
- 〇市民が自らの生活スタイルや大量生産・大 量消費・大量廃棄の社会システムを見直 し、循環型社会を形成することで、将来の 世代に良好な環境を引き継いでいくこと ができるまちを目指します。
- 〇便利さのみを追い求めることなく,市民一人ひとりの行動が地球環境問題に結びついていることを意識し、地域から主体的に省エネルギーなどに取り組むまちを目指します。
- (3) 豊かな水や緑とともに生きるまち
- (4) 身近な緑や水辺とのふれあいなど 心豊かで快適な環境にやさしいまち
- ○「川のまち旭川」,「山並みに囲まれたまち旭川」の特徴ある自然環境を守り,育て, ふれあい,そこに生息する多様な生き物と 共生するまちを目指します。
- ○緑豊かな美しいまちが形成され、都市機能 と自然が調和した、市民が全国に誇ること ができる快適なまちを目指します。
- (5) 良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち
- (6) 環境に配慮し行動する人をつくるまち
- 〇さわやかな空気,清涼な水など環境を良好な状態に保ち,化学物質などによる汚染を防止して,市民が健康で安全・安心に暮らせるまちを目指します。
- 〇環境の保全と創造に向けて,市民・市民団 体・事業者・行政が連携して,環境に配慮 した行動ができる人づくりに取り組むま ちを目指します。

# 3 施策体系

# 環境目標

# 施策の展開方向

# 定量目標

# 1 循環型社会の形成

物質循環が良好に保たれ 環境への負荷の少ない 持続可能な社会を実現するまち

# ごみの減量・資源化の推進

安全・適正なごみ処理の推進

バイオマスの利活用の推進

#### ごみ総排出量

リサイクル率

# 2 地球環境の保全

市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち

# 地球温暖化対策の推進

その他の地球環境保全対策の推進

# 温室効果ガス排出量

省エネに努めている市民の 割合

# 3 自然環境の保全

豊かな水や緑とともに生きるまち

#### 豊かな緑の保全

自然とのふれあいの推進

生物多様性の保全

地域固有の自然資源の 保全・活用

# 自然環境保全活動等団体数

民有林における森林経営計画面積の認定率

対策に取り組んでいる 特定外来生物の種の割合

# 4 都市環境の形成

身近な緑や水辺とのふれあいなど 心豊かで快適な環境にやさしいまち

# 身近な緑や水辺の保全・創造

環境美化の推進

環境にやさしい都市の創造

#### 永続性のある緑地の面積

#### 緑被率

緑などの自然環境が良い と感じている市民の割合

# 5 生活環境の保全

良好な大気。水、土壌などが 確保された 健康で安全に暮らせるまち

# 大気。水など生活環境の保全

#### 環境基準達成度

- •大気環境基準(6項目)
- 水質環境基準(2項目)
- •一般環境騒音(1項目)
- •ダイオキシン類 (5項目)

# 6 環境に配慮する人の育成

環境に配慮し行動する 人をつくるまち

# 環境の保全と創造に向けた参加・行動

環境に配慮した行動に取り組む市民の割合

# 第3章 環境の保全と創造に関する施策

# 1 循環型社会の形成

一物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまちー

# 【現状】

- ○旭川市全体のごみ排出量は、緩やかな減少傾向 が続いています。
- 〇家庭ごみは減少している状況ですが、事業系ご みについては増加傾向となっています。
- 〇リサイクル率は全国平均より高く,ここ数年 は、横ばい傾向となっています。

# 【課題】

- ○食品ロス削減対策など、社会情勢に対応した家庭ごみの排出抑制の推進
- ○事業系ごみの分別の徹底と資源化の促進
- ○廃棄物の適正処理の推進
- 〇ごみ処理過程で発生するエネルギーの有効 活用



# 【目指す姿】

市民は、できるだけごみを出さず、物を修理して大切に使い、資源になるものは分別し、ごみを出す際にはルールを守っています。

また、事業者は、事業活動に伴う廃棄物の発生を抑え、発生した廃棄物については資源 としての有効利用や適正処理を進めるほか、自らの商品が消費された際に発生するごみを 減らすように努めています。

こうした3R(リデュース, リユース, リサイクル)の取組や適正処理の確保によって, ごみの排出が抑えられるとともに, ごみを処理する際に発生するエネルギーの有効利用が 進められています。

# (1) ごみの減量・資源化の推進

- ○家庭ごみの発生, 排出抑制の推進
- ○事業系ごみの発生, 排出抑制及び循環的利用の推進
- ○普及啓発の推進

# (2)安全・適正なごみ処理の推進

# 施策の 展開方向

- ○清掃工場、廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用
- ○市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実
- ○ごみ処理施設整備の推進
- ○産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視。 指導の徹底

# (3) バイオマスの利活用の推進

- ○本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進
- 〇バイオマス利用に関する普及啓発の推進

# 定量目標

- (1) ごみ総排出量
- (2) リサイクル率

# 【施策の展開方向】

# (1) ごみの減量・資源化の推進

#### ○家庭ごみの発生、排出抑制の推進

• 3R【リデュース(発生・排出抑制),リユース(再使用),リサイクル(再生利用)】の取組とともに、商品の購入時に過剰包装を断る,製品を修理して長く大切に使う取組を推進し、日常生活におけるごみの発生,排出の抑制を図ります。

# ○事業系ごみの発生、排出抑制及び循環的利用の推進

- 事業者が排出者としての責任を認識し、率先して減量 資源化に取り組むような意識啓発を図ります。
- 事業系ごみの増加要因を把握し、排出抑制に向けた効果的な取組を推進します。

# ○普及啓発の推進

・環境イベントの開催や学習機会の充実、パンフレットの配布など、ごみの減量・資源化の意識と行動の定着・持続・向上を図ります。

# (2)安全・適正なごみ処理の推進

# ○清掃工場、廃棄物処分場の適正管理の徹底とエネルギーの有効活用

• 循環的利用に適さない廃棄物については、清掃工場(焼却施設)、廃棄物処分場(埋立施設)における適正処理を徹底し、周辺環境の保全を図るとともに、処理過程で発生するエネルギーを有効に活用していきます。

# 〇市民・事業者との連携・協働によるごみ処理体制の充実

・市民、町内会、事業者、市民団体等と連携し、ごみステーションの設置や適正管理、排出ルールの 徹底、資源物の回収ルートの確保など、ごみ処理体制の充実を図ります。

#### ○ごみ処理施設整備の推進

• 環境への負荷の少ない効率的なごみ処理を行うため、廃棄物処理システムを再構築するとともに新たなごみ処理施設整備を推進します。

# ○産業廃棄物排出事業者や許可業者に対する監視<br/> 指導の徹底

- 排出事業者、収集運搬業や処分業の許可業者、処理施設に対する監視、指導を徹底し、産業廃棄物の安全かつ適正な処理の確保と生活環境の保全に努めます。
- 普及啓発やパトロールを実施し、不法投棄や不適正処理の防止に努めます。

# (3) バイオマスの利活用の推進

#### ○本市の緑豊かな森林資源を生かした木質系のバイオマス利活用の推進

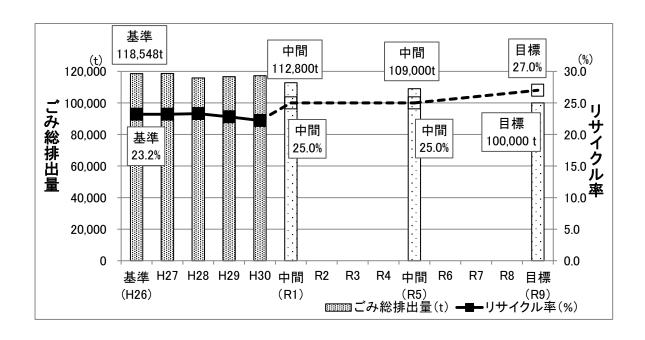
豊かな森林資源を有する地域特性を生かし、間伐材などを木質バイオマスボイラーの燃料として活用します。

# ○バイオマス利用に関する普及啓発の推進

・生ごみの焼却や化石燃料の使用に伴う環境負荷の低減を図るため、生ごみ堆肥化の取組強化や木質 バイオマス燃料の利用促進などの普及啓発を行います。

# 【定量目標】

指標の名称	基準値 (H26)	実績値 (H3O)	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
ごみ総排出量	118,548 t	117,227 t	112,800 t	109,000 t	100,000 t
リサイクル率	23.2%	22.2%	25.0%	25.0%	27.0%



# 2 地球環境の保全

一市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまちー

# 【現状】

- 〇日平均気温の年平均値は、国内全体の上昇傾向を上回り、 過去100年間で1.88℃上昇しています。
- 〇市民1人当たりの温室効果ガス排出量は、全国及び北海 道の平均値を下回っています。
- ○全国や北海道と比べると,温室効果ガス排出量のうち産業部門の割合が低く,民生部門(家庭,事務所等)の割合が高い傾向があります。

# 【課題】

- ○民生部門における温室効果ガス 排出量の削減
- 〇地域の特性を生かした再生可能 エネルギーの導入促進
- ○二酸化炭素の固定化を進めるための森林の整備・利活用の推進



# 【月指す姿】

市民は、省エネルギー、省資源につながる行動を実践しています。

事業者は、従業員に環境意識を浸透させ、事業活動による環境負荷の低減や再生可能エネルギー設備の導入などを積極的に進め、市民にも提案しています。

環境意識の向上によって市民の生活スタイルや事業者の環境対策が見直され、積雪寒冷地にありながら、化石燃料だけに依存しないバランスのとれたエネルギーの利用が推進された、 低炭素社会が構築されています。

# (1) 地球温暖化対策の推進

- 〇地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践
- ○再生可能エネルギーの導入支援などによる温室効果ガスの排出抑制対策
- ○地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減対策
- ○森林による二酸化炭素吸収固定源対策

# 施策の 展開方向

- ○環境負荷の低減を意識した、長期的・総合的な都市空間の形成
- ○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備
- ○低炭素社会の形成に向けた次世代エネルギー対策

# (2) その他の地球環境保全対策の推進

- ○オゾン層保護対策
- 〇酸性雨対策
- ○グリーン購入

# 定量目標

- (1) 温室効果ガス排出量
- (2) 省エネに努めている市民の割合(アンケート調査方式)

# 【施策の展開方向】

# (1) 地球温暖化対策の推進

- 〇地球温暖化対策に向けた実行計画の策定と実践
  - ・本市の事務・事業において温暖化対策を率先して進めるほか、地域における温室効果ガス排出量の 削減目標を定めた旭川市地球温暖化対策実行計画に基づき、市民、事業者とともに、それぞれの役割を実践します。
- 〇再生可能エネルギーの導入支援などによる温室効果ガスの排出抑制対策
  - ・太陽光,バイオマス,積雪寒冷地の特長を生かした雪氷冷熱や地中熱の活用など,再生可能エネルギーの導入支援に努め、温室効果ガスの排出量を抑制します。
- ○地産地消の推進による農産物の輸送エネルギー削減対策
  - 地元の農産物を積極的に消費する地産地消を推進し、農作物を遠方から取り寄せるためのエネルギーを削減します。
- ○森林による二酸化炭素吸収固定源対策
  - 市有林の整備を進めるとともに、森林環境譲与税を活用して民有林の整備と地域材の利活用を促進します。
- ○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成
  - コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。
- ○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備
  - バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できるよう、総合的な公共交通体系の 充実に努めるとともに、公共交通機関、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分ける生活の普及啓 発を推進します。
- ○低炭素社会の形成に向けた次世代エネルギー対策
  - ・寒冷地向けの水素利活用技術開発による水素社会実現に向けて、関係機関との連携を図りながら、 エネルギーの地産地消による低炭素社会を目指します。

# (2) その他の地球環境保全対策の推進

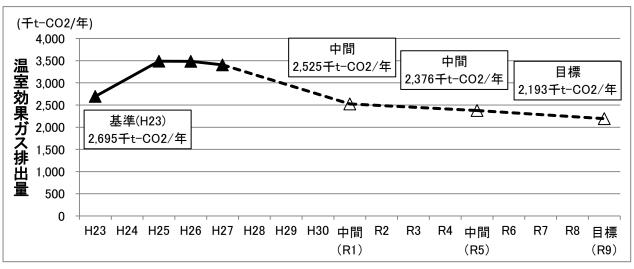
- ○オゾン層保護対策
  - ・フロン排出抑制法の規定に基づく対策を進めることにより、フロン類使用機器の適正な管理やフロン類の回収及び適正処理を促進します。

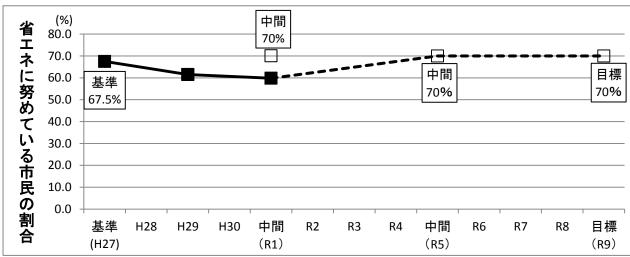
# 〇酸性雨対策

- ・酸性雨の主な原因である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出について、工場、事業場に対する立入検査 や監視指導を徹底し、家庭に対してはマイカー使用の自粛等を通じて排出削減を働きかけます。
- ○グリーン購入
- 環境に配慮した物品等の調達に努め、環境負荷の少ない持続可能な社会構造への転換に寄与していきます。

# 【定量目標】

指標の名称	基準値	実績値	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
温室効果ガス排出量	2,695 <del>T</del> t-CO2 (H23)	3,406 <del>T</del> t-CO2 (H27)	2,525 <del>T</del> t-CO2	2,376 <del>↑</del> t-CO2	2,193 <del>T</del> t-CO2
省エネに努めている市 民の割合 (アンケート調査方式)	67.5% (H27)	59.8% (R1)	70%	70%	70%





# 3 自然環境の保全

一豊かな水や緑とともに生きるまちー

# 【現狀】

- ○動植物の詳細な調査が30年以上行われておらず、 地球温暖化や外来種の影響も含め、現在の生物多 様性が客観的に評価されていません。
- 〇遊休農地等を介してヒグマやエゾシカの出没が増加し、生活環境や農林業に被害が生じています。
- 〇アライグマの捕獲数が増加しており、生態系被害 及び農業被害の悪化に加え、都市部への侵入及び 定着が懸念されています。

# 【課題】

- ○豊かな自然や在来動植物の適正な保護 と管理
- 〇農用地や水辺地の保護,及びこれらを 含む雄大な景観の魅力を高める取組の 推進
- ○生態系などへの影響が懸念される外来 種対策の強化



# 【目指す姿】

「川のまち」の重要な水源地であり、安全で安心な農産物をはじめとした産業の基盤でもある豊かな自然環境が保全され、その恵みから市民が潤いや安らぎを感じています。

また,適正な保護管理の下でエゾシカやヒグマなどによる被害の防止や身近な野生生物との共存が図られ,アライグマなどの侵略的外来種から本来の自然環境を守り将来世代に伝えていく取組が,市民や事業者など様々な主体との協働で行われています。

さらには、大雪山に連なる山並みなどの自然と周辺農地が調和した景観が確保され、市民が郷土の自然に愛着を感じています。

# (1)豊かな緑の保全

- ○森林、河川などすぐれた自然環境の保全
- ○大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全
- ○嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全

#### (2) 自然とのふれあいの推進

○環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保

# 施策の 展開方向

# (3) 生物多様性の保全

- ○計画的な生物多様性保全の推進
- ○地域連携と協働による生物多様性保全の推進
- ○人と野生生物の共存

# (4) 地域固有の自然資源の保全・活用

- ○世界自然遺産登録を視野に入れた取組
- ○ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組

# 定量目標

# (1) 自然環境保全活動等団体数

- (2) 民有林における森林経営計画面積の認定率
- (3) 対策に取り組んでいる特定外来生物の種の割合

# 【施策の展開方向】

# (1)豊かな緑の保全

- ○森林、河川などすぐれた自然環境の保全
  - 森林は様々な動植物の生息場所であるほか、雨水を蓄える水源林として、洪水の発生や土砂の流出を防ぐ役割も持っています。国などの関係機関と連携し、様々な役割を持つ天然林や河川・河畔林の保全、民有林の整備に努めます。
- ○大雪山に連なる山並みと周辺農地からなるすぐれた自然景観の保全
  - ・食料生産のほか、田畑の貯水作用や市街地への野生鳥獣の出没抑制、良好な景観の維持など、様々な環境保全機能を持っている農地を保全するため、森林及び農村環境の基盤整備を推進します。
- 〇嵐山や旭山、突哨山など、身近な自然環境の保全
  - ・市街地を囲むように位置し、質の高い自然環境を有する嵐山や旭山、突哨山などの保全を進めます。

# (2) 自然とのふれあいの推進

- ○環境緑地保護地区やふれあいの森、嵐山など、自然とのふれあいの場の確保
  - 市民が自然を身近に感じられる場の保全・整備及び維持管理に努めるとともに、自然観察会など豊かな自然を体感できる機会の提供に努めます。

# (3) 生物多様性の保全

- ○計画的な生物多様性保全の推進
  - 市民、環境保全団体、専門家や学術研究機関などと協力し、野生生物の生息状況などの調査を行い 生物多様性に関する情報を継続的に蓄積するとともに、生物多様性地域戦略の策定も視野に入れな がら、科学的根拠に基づく生物多様性の保全を計画的に推進します。
  - 新たな侵略的外来種の定着防止に努めるとともに、定着が確認されている特定外来生物(アライグマ,アメリカミンク,セイヨウオオマルハナバチ,ウチダザリガニ、オオハンゴンソウ)の防除等を推進します。
- ○地域連携と協働による生物多様性保全の推進
  - 市民、事業者、行政の協働により、生物多様性の保全に寄与する様々な取組を推進します。
  - 生物多様性の重要性について市民の理解を深めるため、普及啓発に努めます。
- 〇人と野生生物の共存
  - 自然環境や生活環境、農林業に被害を及ぼす野生鳥獣への対策を、生物多様性保全の視点から推進します。
  - カラス、キツネ等の身近な野生生物についての情報提供や、安易な餌付けを行わないなどの普及啓発に努め、人と野生生物の適切な関係を築き、共存を図ります。

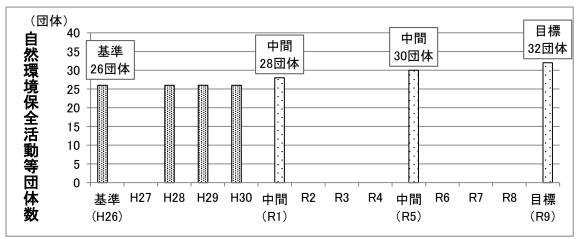
# (4) 地域固有の自然資源の保全・活用

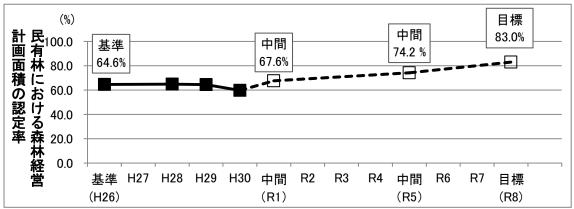
- ○世界自然遺産登録を視野に入れた取組
  - 関係機関と連携しながら、大雪山国立公園の貴重な自然環境の保全など、世界自然遺産登録の可能性を視野に入れた資質の維持に努めます。
- ○ジオパーク構想の推進を視野に入れた取組
  - 神居古潭峡谷の地質や地形を基盤とした貴重な自然環境を保全するとともに、地域資源として活用を図るため、ジオパーク構想に対する市民全体の理解及び意識の向上を図りながら、市民と連携した活動に取り組みます。

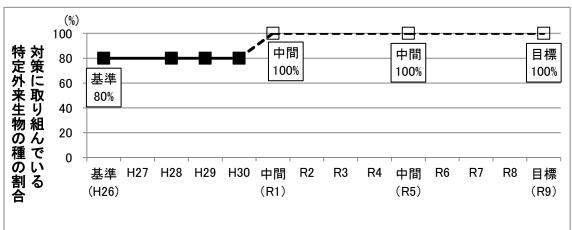
# 【定量目標】

指標の名称	基準値 (H26)	実績値 (H3O)	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終目標値
自然環境保全活 動等団体数	26 団体	26 団体	28 団体	30 団体	32 団体 (R9)
民有林における 森林経営計画面 積の認定率 <sup>※</sup>	64.6%	59.7%	67.6%	74.2%	83.0% (R8)
対策に取り組ん でいる特定外来 生物の種の割合	80%	80%	100%	100%	100% (R9)

<sup>※ 『</sup>民有林における森林経営計画面積の割合』については、「北海道森林吸収源対策推進計画」(H3O) との整合から指標を共有し、同計画の目標値(R8)を本計画の最終目標値とします。







# 4 都市環境の形成

一身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまちー

# 【現状】

- 〇緑の質や量, 利用の仕方など, 緑の創出に 対するニーズが多様化しています。
- ○本市の自然環境の大きな特徴である河畔林 の保全と、治水の確保の両立が求められて います。

# 【課題】

- 〇川のまち・旭川の特性を生かした, 連続性のある緑の創出
- ○都市環境と調和した,持続可能な緑の創出



# 【目指す姿】

環境負荷を抑えた都市空間の形成が本市のすぐれた自然と調和した形で進められ、 多くの市民が緑や水辺などの身近な自然とのふれあいを通じて、潤いや安らぎを感じている、全国に誇ることができる快適環境のまちとなっています。

# (1) 身近な緑や水辺の保全・創造

- ○生物多様性の拠点と連携づくり
- ○河川生態系の保全に配慮した、親水性の高いまちづくり
- 〇都市部など身近な緑化の推進

# 施策の 展開方向

# (2)環境美化の推進

○市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進

# (3) 環境にやさしい都市の創造

- ○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成(再掲)
- 〇環境にやさしい, 市民が使用しやすい公共交通体系の整備(再掲)

# 定量月標

- (1) 永続性のある緑地の面積
- (2) 緑被率
- (3) 緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合 (アンケート調査方式)

# 【施策の展開方向】

# (1) 身近な緑や水辺の保全・創造

- ○生物多様性の拠点と連携づくり
  - ・ 嵐山や旭山, 突哨山など, 市街地を取り囲む良質な自然地域の生物多様性を確保し, 市街地の緑である都市公園や河川・ 丘陵地などの既存樹林との連携を図ることで, 緑の回廊づくりを進めます。
- ○河川生態系の保全に配慮した、親水性の高いまちづくり
  - 治水上の安全確保と河畔林や水辺の保全を両立し、市民が河川やその周囲の緑とふれあえる環境の 整備に努めます。

# 〇都市部など身近な緑化の推進

身近な緑を創り出す取組として、公園樹木や街路樹の適切な管理及び剪定枝の資源化を推進するとともに、町内会や商店街などとの協働による花壇設置や事業所敷地内の緑化整備などを促進します。

# (2)環境美化の推進

- ○市民、事業者との協働による清掃活動など環境美化の推進
  - 町内会や学校などによる地域清掃活動や、地域の事業者を中心とした環境美化活動などの普及促進に努めます。

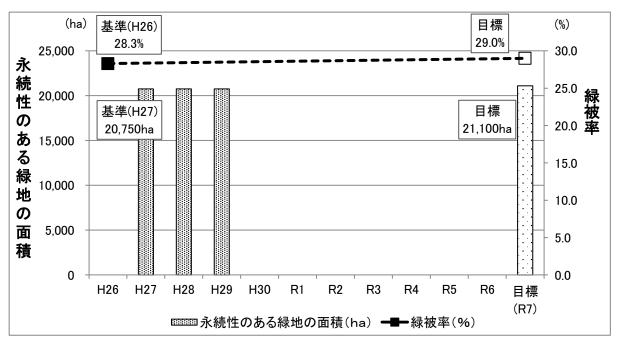
# (3) 環境にやさしい都市の創造

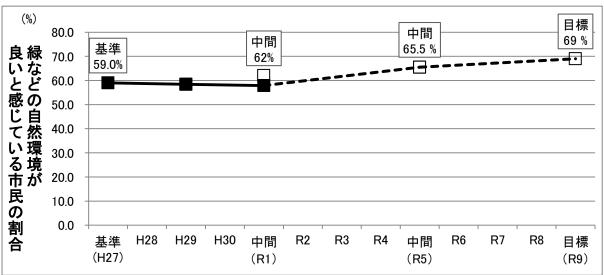
- ○環境負荷の低減を意識した、長期的、総合的な都市空間の形成(再掲)
  - コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、限られた資源やエネルギーを効率よく使うまち「スマートコミュニティ」を実現し、都市生活の快適さを保ちながら、環境負荷の低減を目指します。
- ○環境にやさしい、市民が使用しやすい公共交通体系の整備(再掲)
  - バスの利便性を向上させるなど、自動車に依存せずに生活できるよう、総合的な公共交通体系の充実に努めるとともに、公共交通機関、自転車、徒歩などを目的に応じて使い分ける生活の普及啓発を推進します。

# 【定量目標】

指標の名称	基準値	実績値	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値
永続性のある緑地の面積**	20,750 ha (H27)	20,754 ha (H29)	_	1	21,100 ha (R7)
緑被率*	28.3% (H26)	28.3% (H26)	_	1	29.0 % (R7)
緑などの自然環境が良い と感じている市民の割合 (アンケート調査方式)	59% (H27)	57.9% (R1)	62%	65.5%	69% (R9)

※ 『永続性のある緑地の面積』『緑被率』については「第2次旭川市緑の基本計画」(H28~R17)との整合から指標を共有し、同計画の中間目標値(R7)を本計画の最終目標値とします。





# 5 生活環境の保全

一良好な大気。水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまちー

# 【現状】

# 【課題】

- ○大気環境については、光化学オキシダントを除き、環境基準を 達成していますが、大陸からの越境汚染の影響で微小粒子状物 質(PM2.5)が一時的に高濃度となる場合があります。
- 〇水環境については、河川では環境基準をおおむね達成していますが、地下水では一部地域において揮発性有機化合物や硝酸性・亜硝酸性窒素などによる汚染がみられるため、達成されていないところがあります。
- ○事業活動や人の生活に伴う 環境への負荷の低減
- 〇健康被害が懸念される場合 などの緊急時における市民 への周知



#### 【目指す姿】

きれいな空気や水の状態が維持され、事業活動などの影響が低減された、 健康で安全・安心に生活できる環境が保たれています。

# (1) 大気。水など生活環境の保全

# 施策の 展開方向

- ○さわやかな大気の保全 ○清らかで豊かな水の保全
- 〇騒音, 振動, 悪臭防止対策
- ○健全な土壌の保全
- 〇化学物質による環境汚染の防止

# 環境基準達成度(全14項目)

# (1) 大気環境(6項目)

二酸化硫黄  $(SO_2)$ ,二酸化窒素  $(NO_2)$ ,一酸化炭素 (CO) 光化学オキシダント  $(O_X)$ ,浮遊粒子状物質 (SPM) 微小粒子状物質 (PM2.5)

#### 定量目標

# (2) 水質環境(2項目)

生物化学的酸素要求量(BOD) 人の健康の保護に関する項目

- (3) 一般環境騒音(1項目)
- (4) ダイオキシン類(5項目)

大気、公共用水域(水質)、公共用水域(底質)、地下水、土壌

# 【施策の展開方向】

# (1) 大気。水など生活環境の保全

#### ○さわやかな大気の保全

- 大気汚染による人の健康被害を防止するため、大気汚染の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査や監視指導を徹底します。また、人の健康への影響が懸念される大気汚染物質が高濃度となった場合、またはそのおそれがある場合には、市民の安全確保のため、迅速な周知を行います。
- 建築物の解体工事などに伴うアスベスト粉じんの飛散防止や、建築物に使用されている吹付けアスベストなどの飛散防止対策を推進します。
- 自動車排出ガスの削減のため、ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車など低公害車の普及 促進に努めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

#### ○清らかで豊かな水の保全

- 河川や地下水の良好な生活環境を維持するため、水質の状況を測定するとともに、工場、事業場に対する立入検査を実施し、排出水などの監視指導を徹底します。
- 生活排水による河川などの汚濁を防ぐため、公共下水道の適正な維持管理に努めるほか、公共下水道が整備されていない地域では浄化槽の普及を推進するとともに、適切な維持管理が行われるよう 浄化槽の設置者に指導します。

#### 〇騒音,振動,悪臭防止対策

- ・静穏な生活環境を維持するため、一般地域環境騒音及び自動車交通騒音・振動の測定を実施するとともに、騒音・振動発生施設の適切な操業を指導します。
- 市民の生活環境を保全するため、工場・事業場から排出される悪臭物質濃度を測定するとともに、 施設の適切な維持管理を指導します。

#### ○健全な土壌の保全

- 土壌汚染の原因となる有害物質を使用する事業場に対し、立入検査などを適切に実施するとともに、 施設の維持管理や有害物質の管理徹底を指導します。
- ・土壌汚染が判明した場合には、土地所有者や汚染原因者に対し、汚染土壌の除去や浄化措置の実施を求めるなど、汚染土壌の回復を指導します。

#### 〇化学物質による環境汚染の防止

- ・毒性が高いダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、河川、土壌などにおける 濃度を継続的に監視するとともに、工場、事業場への立入検査などを適切に実施します。
- ・化学肥料や化学合成農薬の使用を低減したクリーン農業の推進により、安全・安心な生活環境の確保を図ります。

# 【定量目標】

- 一酸化硫黄(SO2) - 二酸化窒素(NO2) - 一酸化炭素(CO) - 機化学オキシダント (Ox) - 光化学オキシダント (Ox) - 光化学オキシダント (Ox) - 光化学オキシダント (Ox) - 光化学が質 (SPM) - 微 小 粒 子 状 物 質 (PM2.5) - 金物化炭素を求量 (BOD) - 人の健康の保護に関する項目 - 段環境基本法 関係) - 段環境基本法 関係) - 段環境基本法 関係) - ・経音 (環境基本法 関係) - ・大気 - 公共用水域(水質) - 公共用水域(水質) - 公共用水域(底質) - 地下水	14/14 項目

# 6 環境に配慮する人の育成

一環境に配慮し行動する人をつくるまちー

# 【現状】

- 〇子どもが自然とふれあう機会や体験の場が 減少し、自然についての基礎的な知識が不 足しています。
- ○学校・企業・地域などにおける環境学習や 環境保全活動の重要性が高まっています。

# (課題)

- ○様々なニーズに対応した環境学習の機会 の充実
- ○地域で指導的役割を担う人材の育成
- ○環境学習に関する適切な人材の情報提供
- 〇環境に配慮した行動に関する市民意識の 広がりを進める取組の推進
- ○学校教育と連携した環境学習の推進



# 【目指す姿】

子どもから大人まで、様々な世代や立場の市民が環境学習に取り組んでおり、 環境保全に関わる市民団体などの活動が盛んで、一人ひとりが環境への負荷の 少ない生活を心掛ける取組が広がっています。

また、事業者は環境に配慮した事業活動を行い、その取組状況を積極的に公表し、消費者である市民からも評価されています。

施策の

展開方向

# (1) 環境の保全と創造に向けた参加・行動

- ○環境学習の推進
- ○市民運動や環境学習活動の核となる人材の育成
- ○市民団体などの自発的な環境保全活動の促進
- ○環境情報の提供
- ○市政への市民参加と意見反映

# 定量目標

# (1)環境に配慮した行動に取り組む市民の割合 (アンケート調査方式)

# 【施策の展開方向】

# (1)環境の保全と創造に向けた参加・行動

#### ○環境学習の推進

- 市民が気軽に参加できる学習会や体験イベントなどを開催し、環境学習への参加意欲を高めるよう 努めます。
- 環境アドバイザーの派遣や出前講座などを通じて、家庭や町内会、職場など様々な機会における市民の自発的な学習を促進します。
- ・子どもの環境学習については、河川や森林の生物多様性やアイヌの人々が実践していた自然共生の考え方、地域に適したエネルギーや適切なごみ処理の意識を育むなど、旭川の特性を生かした内容となるよう、学校、関係機関及び市民団体と連携した取組を推進します。

#### 〇市民運動や環境学習活動の核となる人材の育成

 環境に配慮して自ら行動する人や、環境学習の指導者として期待される人材の発掘や育成に努め、 地域の環境学習や環境保全活動を促進します。

#### ○市民団体などの自発的な環境保全活動の促進

環境関係の市民団体と行政、事業者との協働により、地域における環境貢献活動や環境学習活動を 実施するなど、市民団体などの自発的活動の促進に向けた支援に努めます。

#### ○環境情報の提供

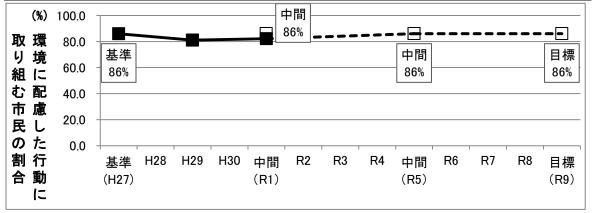
•環境の状況や環境保全活動の情報収集に努め、市民のニーズが高い情報をインターネットや広報誌、セミナーの開催など様々な方法で提供し、環境問題に対する関心の向上を図るとともに、市民が自発的に情報を得ることができる環境の整備に努めます。

#### ○市政への市民参加と意見反映

• 旭川市環境審議会や意見提出手続きによって環境行政への市民参加を図るとともに、アンケートなどで市民の環境意識を把握し、施策への反映に努めます。

# 【定量日標】

指標の名称	基準値 (H27)	実績値 (R1)	第1期 目標値 (R1)	第2期 目標値 (R5)	最終 目標値 (R9)
環境に配慮した行動に 取り組む市民の割合 (アンケート調査方式)	86%	82.1%	86%	86%	86%



# 第4章 配慮指針

環境の将来像「豊かな水や緑と北国の暮らしが調和する環境にやさしいまちあさひかわ」を 実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責務を認識し、環境に配慮して適切に行動 していく必要があります。

本章では、市民・事業者及び市が、環境基本計画で定める環境の将来像を実現するために、 それぞれの立場において行動すべき事項を示します。

# 1 市民の配慮事項

私たちの郷土である旭川市は、水と緑に恵まれた自然豊かなまちであり、私たち市民は、この豊かな自然を享受すると同時に、未来へ守り引き継いでいかなければなりません。

市民共通の財産である環境を守るためには、旭川市で生活する市民自身が日常生活において環境に配慮した行動をとることが重要です。

本項目では、市民が日常生活において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき事項を示します。

# (1)「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

- ○ごみの発生が少ない生活を心掛けます。
  - ・買物にはマイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。
  - 商品の不要な包装を断ります。
  - ・製品を修理して長く大切に使います。
  - ・食材を使い切ることや食べ残しを減らすよう心掛け、生ごみは堆肥化して利用します。
- ○ごみの資源化に努めます。
  - 分別を徹底し、地域のルールを守ってごみを排出します。

# (2)「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

- 〇日常生活の中でエネルギーの効率的な利用を心掛けます。
  - 冷暖房の温度を控えめに設定します。
  - ・電気・ガス・水道の検針票を確認し、使用量を意識します。
  - 家庭エコ診断の活用などによってライフスタイルを見直します。
- ○環境に配慮した消費活動を実践します。
  - ・家電・冷暖房・照明などを購入する際は省エネルギー効果が高い機器を選びます。
  - できるだけ公共交通機関を利用します。
  - ・農産物の地産地消に努めます。
  - エコマークなどを参考とし、環境にやさしい商品やサービスを利用します。

# (3)「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

- ○自然環境や動植物の生育環境の保全に努めます。
  - 登山の際は、登山道以外の場所に立ち入らないようにします。

- 釣りや山菜採りの際は、ごみを持ち帰ります。
- 外来種対策の基本原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を守り、防除活動などに参加します。
- ○野生生物との共生・共存に努めます。
  - 生態系での役割など動植物について理解を深めます。
  - 野生動物への餌付けを自粛します。

# (4)「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

- ○身近な緑の保全に努めます。
  - ・公園の樹木や街路樹を大切にします。
  - 身の回りの緑化や地域の植樹活動に参加します。
  - ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地の適正管理に努めます。

# (5)「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

- ○大気・水・土壌を良好に保つよう努めます。
  - ・自動車を購入するときは、燃費や排気ガスなどの環境性能に優れた車種を優先します。
  - 洗剤の使用量を必要最小限に抑えます。
  - 台所の使用済み油を流さないようにします。
- 〇生活環境を良好に保つよう努めます。
  - 近隣に迷惑をかけないよう、ピアノ・カラオケ・ペットの鳴き声など生活騒音に配慮します。

# (6)「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

- 〇環境について積極的に学ぶよう努めます。
  - ・学校や町内会、市民団体、市などが主催する学習会やセミナーに参加します。
  - 学んだ内容を家族や友人などに積極的に伝えるよう心掛けます。
- ○環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。
  - ・公園や河川などの清掃活動に参加します。
  - ・地域の植樹活動に参加します。
  - 外来種対策の基本原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を守り、防除活動などに参加します。

# 2 事業者の配慮事項

事業者は、環境関連法令を遵守することはもとより、その社会的責任を認識し、事業活動による 環境への負荷をできるだけ小さくするよう努めるなど、自らの行動をもって模範を示すことが 求められています。

本項目では、事業者が事業活動において、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動すべき 事項を示します。

# (1)「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

- ○廃棄物の発生・排出を抑制します。
  - 製造・建設・流通などの各段階で発生する廃棄物の減量化を進めます。
  - 環境に配慮した製品や、リサイクルしやすい製品の製造・販売に努めます。

- ○事業活動を通じて再使用や再生利用に努めます。
  - 繰り返し使用可能な梱包材を導入するよう努めます。
  - ・製品にリサイクル可能な素材を使用し、それら製品の回収箱を設置します。

# (2)「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

- ○エネルギーの効率的な利用を進めます
  - 太陽光や地中熱などを活用してエネルギーを効率的に利用します。
  - ・建物の高断熱・高気密化、各種設備や輸送手段の高効率化を進め、消費エネルギーを削減します。
  - 省エネルギー化・省資源化に取り組むよう、従業員に対する環境教育を推進します。
- ○環境に配慮した製品やサービスを消費者に提供するよう努めます。
  - 生産過程で排出する温室効果ガスの削減に努めます。
  - 製品の消費やサービスの提供時に発生する温室効果ガスの削減に努めます。

# (3)「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

- ○自然環境の保全に努めます。
  - 開発事業を実施する際は、事前に適正な環境影響評価を行います。
  - ・天然林などの優れた自然を残すよう努め、開発の際は、代替となる森林の整備に努めます。

# (4)「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

- ○緑地の保全と適正管理に努めます。
  - 事業場の設置や増改築の際は、周辺環境との調和に配慮し、緑化に努めます。
  - ・雑草や樹木が繁茂して生活環境が悪化しないよう、所有地を適正に管理します。

# (5)「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

- ○環境への負荷の低減に努めます。
  - 事業場からの排出水や排出ガスを適正に管理し、規制基準を遵守します。
  - 化学物質の管理と情報提供を適正に行い、環境汚染を未然に防止します。
- ○良好な生活環境の確保に努めます。
  - 事業を通じて発生する騒音や振動の低減に努めるとともに、作業を行う時間帯に配慮します。
  - 施設を適正に管理し、悪臭の発生防止に努めます。

# (6)「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

- ○事業者の社会的責任を認識し、自主的に行動します。
  - ・取組方針や目標を設定し、自主的な環境管理に取り組みます。
  - 従業員に対する研修や環境教育を行い、環境意識の向上を図ります。
- ○環境保全や環境学習の取組を通じて社会貢献に努めます。
  - ・清掃・植樹・外来種防除などの活動に事業者として参加します。
  - 市民団体などの環境保全活動に対する参加・協力・支援を行います。

# 3 市の配慮事項

市は、旭川の環境を守り育てるため、本計画に定める環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するとともに、市民や事業者が行う環境配慮への取組を支援します。

本項目では、市が施策を推進する場合に、本市の環境を保全し、創造する上で自ら行動する事項を示します。

# (1)「物質循環が良好に保たれ、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するまち」に向けて

- 〇市の事務・事業による廃棄物の発生・排出を抑制します。
  - 3R(発生・排出抑制, 再使用, 再生利用)に率先して取り組みます。
  - グリーン購入に率先して取り組みます。
- ○ごみ排出量の削減に向けた取組を強化します。
  - ごみステーションの確保や適正管理に向けた支援を行います。
  - 分別や排出方法などの情報提供を行います。
  - 出前講座や環境イベントを開催し、ごみの減量に関する市民意識の向上を図ります。

# (2)「市民一人ひとりが地球を思い行動する地球にやさしいまち」に向けて

- ○温室効果ガス排出量の削減を計画的に進めます。
  - •旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、地域における温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた対策・施策を推進します。
  - 旭川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「エっコらしょ」に基づき、市の事務・事業の実施に伴う温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減に率先して取り組みます。

# (3)「豊かな水や緑とともに生きるまち」に向けて

- ○自然環境の保全に努めます。
  - 市街地を取り囲む嵐山・旭山・突哨山などの良質な自然環境の保全に努めます。
  - 農用地の保全や健全な山林育成に努めます。
  - ・地域の特徴ある自然環境の保全を図るとともに、地域資源としての活用を進めます。
- ○生物多様性の保全を計画的に進めます。
  - ・野生生物の生息状況の調査に努めます。
  - 侵略的外来種の防除に努めます。
  - 野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。
- 〇人と自然の共存・共生を図ります。
  - 生態系における役割など動植物に関する情報を市民に提供します。
  - 自然観察などの機会を市民に提供します。
  - 人と野生生物の適切な関わり方について、普及啓発を行います。

# (4)「身近な緑や水辺とのふれあいなど心豊かで快適な環境にやさしいまち」に向けて

- 〇市街地を取り囲む嵐山・旭山・突哨山などの自然地帯とのつながりを考慮しながら、都市公園や街路樹の整備、河畔林との連携を図り、緑の回廊づくりを進めます。
- 〇関係機関と連携し、河畔林や水辺の生態系保全と治水上の安全確保の両立を図ります。

# (5)「良好な大気、水、土壌などが確保された健康で安全に暮らせるまち」に向けて

- ○公害の発生防止に努めます。
  - 大気汚染や水質汚濁の状況を測定し、継続的に監視します。
  - ・工場・事業場に対する立入検査を実施し、適切に指導を行います。
  - 公共下水道や浄化槽など生活排水処理施設の維持管理を適切に行います。
- ○大気汚染物質の測定値が高濃度となるなど、必要な場合には、迅速な周知を行います。

# (6)「環境に配慮し行動する人をつくるまち」に向けて

- ○市民の環境に配慮した活動を促進します。
  - 環境に関する情報を様々な方法で提供します。
  - 環境についての知識や理解を深める場として、学習や体験の機会を提供します。
- ○事業者の環境に配慮した取組を促進します。
  - ・ 業務委託や物品購入を行う際の業者選定において、環境保全に積極的に取り組む事業者を対象と した優遇制度を実施します。
- 〇市民や事業者との協働を促進します。
  - 専門家や環境保全団体との連携を強化するため、環境保全に係る職員の知識を高め、資質の向上を図ります。

# 第5章 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

# 1 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成28年に国が策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」において、自治体で計画の策定や改訂を行う際には、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本章では、施策の展開方向ごとに、関連するSDGsの17の目標及び169のターゲットを示します。

	環境基本計画	17の目標	169 のタ <b>ー</b> ゲット
1	循環型社会の形成	11.520	.00 332 72 1
	(1) ごみの減量・資源化 の推進	12 つくる責任つかう責任 12 つくる責任 つかう責任 12 つくる 責任 つかう責任	【12.3】 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	〇家庭ごみの発生, 排出 抑制の推進	CO	【12.5】 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	〇事業系ごみの発生,排 出抑制及び循環的利用 の推進	14 海の豊か さを守ろう 14 <sup>海の豊かさを</sup>	【14.1】 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	〇普及啓発の推進	)•	
	(2)安全・適正なごみ処 理の推進	11 住み続けられるまちづくりを	【11.6】 2030 年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都市部の一人当たり環境影響を軽減する。
	〇清掃工場, 廃棄物処分 場の適正管理の徹底と エネルギーの有効活用	11 Exercises	
	〇市民・事業者との連携・協働によるごみ処理 体制の充実	12 つくる責任 任つかう責任 12 つくる責任 っかう責任	【12.4】 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅
	〇ごみ処理施設整備の 推進	CO	に削減する。
	〇産業廃棄物排出事業 者や許可業者に対する 監視,指導の徹底		

# (3) バイオマスの利活用の 推進

エネルギー をみんなにそし てクリーンに

2030 年までに、世界のエネルギーミックスにお [72]ける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

○本市の緑豊かな森林資 源を生かした木質系のバ イオマス利活用の推進

○バイオマス利用に関す る普及啓発の推進

2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギ [7.a] 一効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのク リーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するた めの国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーン エネルギー技術への投資を促進する。

	環境基本計画	17の目標	169 のターゲット
2	2 地球環境の保全		
	(1)地球温暖化対策の推進		【7.2】 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
		7 エネルギーをみんなに	【7.a】 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギ

○地球温暖化対策に向け た実行計画の策定と実践

○再生可能エネルギーの 導入支援などによる温室 効果ガスの排出抑制対策

○地産地消の推進による 農産物の輸送エネルギー 削減対策

○森林による二酸化炭素 吸収固定源対策

○環境負荷の低減を意識 した、長期的・総合的な都 市空間の形成

〇環境にやさしい, 市民が 使用しやすい公共交通体 系の整備

○低炭素社会の形成に向 けた次世代エネルギー対



気候変動 13 に具体的な対策



陸の豊か 15 さも守ろう



エネルギ 一効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのク

リーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するた

めの国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーン

エネルギー技術への投資を促進する。

[13.3] 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に 関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

[152] 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可 能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林 を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させ

# (2) その他の地球環境保全 対策の推進

Oオゾン層保護対策



安全な水と

トイレを世界中

12 つくる責 仟つかう責仟



2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害 [6.3]な化学物・物質の放出の最小化, 未処理の排水の割合半減及 び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させる ことにより、水質を改善する。

【127】 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調 達の慣行を促進する。

○グリーン購入

〇酸性雨対策

	環境基本計画	17の目標	169 のターゲット
3			
	(1)豊かな緑の保全	15 陸の豊か さも守ろう <b>15</b> <sup>後の豊かさも</sup> 守ろう	【15.1】2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	〇森林、河川などすぐれ た自然環境の保全	<b>4</b> **	【15.4】 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益を もたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含
	〇大雪山に連なる山並 みと周辺農地からなる すぐれた自然景観の保 全		む山地生態系の保全を確実に行う。
	〇嵐山や旭山, 突哨山な ど, 身近な自然環境の保 全		
	(2) 自然とのふれあいの 推進 	15 陸の豊か さも守ろう <b>15 <sup>株の豊かさも</sup></b>	【15.1】 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	○環境緑地保護地区や ふれあいの森, 嵐山な ど,自然とのふれあいの 場の確保	<b>\\ \_</b> -	
	(3)生物多様性の保全	6 安全な水と トイレを世界中 に 6 <sup>安全な水とトイレ</sup> を世界中に	【6.6】 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水 層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	○計画的な生物多様性 保全の推進	Z ELAPTIC	
	○地域連携と協働による生物多様性保全の推 進	15 陸の豊か さも守ろう <b>15</b> <sup>険の豊かさも</sup> 守ろう	【15.5】 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を 阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止 するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	〇人と野生生物の共存	<b>45</b> ₹ _	【15.8】 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	(4)地域固有の自然資源 の保全・活用	11 住み続けられるまちづくりを	【11.4】 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	<ul><li>○世界自然遺産登録を 視野に入れた取組</li></ul>	11 住み続けられる まちづくりを	
	<ul><li>○ジオパーク構想の推 進を視野に入れた取組</li></ul>	17 パートナーシップで目標を達成しよう 17 パートナーシップで目標を達成しよう	【17.17】 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

	環境基本計画	17の目標	169 のターゲット
4	都市環境の形成		
	(1) 身近な緑や水辺の保全・創造	6 安全な水とトイレを世界中に	【6.6】 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、 湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	〇生物多様性の拠点と連 携づくり	6 安全な水とトイレ を世界中に	
	○河川生態系の保全に配 慮した,親水性の高いま ちづくり	12 つくる責任 任つかう責任 12 つくる責任 つかう責任	【12.8】 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	〇都市部など身近な緑化 の推進	CO	
	(2)環境美化の推進	12 つくる責任 任つかう責任 12 つくる責任 つかう責任	【12.8】 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	〇市民, 事業者との協働 による清掃活動など環境 美化の推進	CO	
	(3) 環境にやさしい都市の創造	6 安全な水と トイレを世界中 に 6 <sup>安全な水とトイレ</sup>	【6.3】 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	○環境負荷の低減を意識 した,長期的,総合的な 都市空間の形成(再掲)	11 住み続けられるまちづく	【11.7】 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペ
	〇環境にやさしい, 市民 が使用しやすい公共交通 体系の整備(再掲)	りを 11 (ta ) 続けられる まちづくりを	で含め、人々に女主(己族的が)が旧が各場な縁起や公共人へ一スへの普遍的アクセスを提供する。

	環境基本計画	17の目標	169 のターゲット				
5	5 生活環境の保全						
	(1)大気。水など生活環 境の保全	3 すべての人 に健康と福祉を 3 *** ********************************	【3.9】 2030 年までに,有害化学物質,並びに大気,水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。				
	Oさわやかな大気の保 全	<i>-</i> ₩•					
		6 安全な水と トイレを世界中 に	【6.3】 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。				
	○清らかで豊かな水の 保全	を世界中に	【6.5】 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。				
	〇騒音,振動,悪臭防 止対策	11 住み続けられるまちづくりを 11 住み続けられる まちづくり	【11.6】 2030 年までに、大気質、自治体などによる廃棄物管理への特別な配慮などを通じて、都市部の一人当たり環境影響を軽減する。				
	〇健全な土壌の保全	12 つくる責任 つかう責任	【12.4】 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全て				
	〇化学物質による環境 汚染の防止	12 つくる責任 つかう責任	の廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。				

169のターゲット 環境基本計画 17の目標 環境に配慮する人の育成 6 6 安全な水と 【6b】 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュ (1)環境の保全と創造に トイレを世界中 ニティの参加を支援・強化する。 向けた に **6** 安全な水とトイレ を世界中に ○環境学習の推進 ○市民運動や環境学習 【12.8】 2030 年までに、人々があらゆる場所において、 12 つくる責任 活動の核となる人材の つかう責任 持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情 育成 報と意識を持つようにする。 12 つくる責任 つかう責任 〇市民団体などの自発 的な環境保全活動の促 進 17 パートナー 【17.17】 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を シップで目標を 基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップ ○環境情報の提供 達成しよう を奨励・推進する。 17 パートナーシップで 目標を達成しよう 〇市政への市民参加と 意見反映





# 第6章 計画の推進体制と進行管理

# 1 計画の推進体制

〇庁内関係部局の連携と施策の調整を図るため「環境総合調整会議」を設置し、環境基本計画を着実 に推進します。

# 2 計画の進行管理

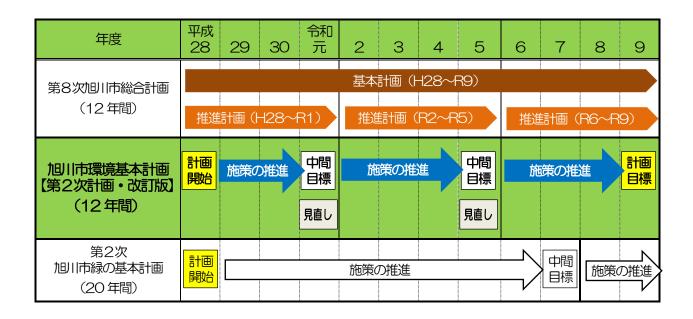
- 〇環境基本計画に定める施策の進捗状況について,目指す姿や定量目標との比較などにより点検・ 評価を行います。
- 〇点検・評価の実施結果については、環境白書などを通じて公表します。

# 3 市民意見の反映

- 〇「旭川市環境審議会」に環境基本計画に定める施策の進捗状況について報告を行い, 意見を求め, それらの意見を施策に反映するなど, 市民意見を踏まえた取組を進めます。
- 〇ホームページなどによる意見募集や市民意識調査を実施するなど、環境施策に対する市民・市民 団体・事業者などの意見を把握し、それらの意見を施策へ反映することに努めます。

# 4 計画の見直し

〇第8次旭川市総合計画との整合性を図り、原則として4年ごとに、社会情勢の変化や環境問題に係る動向、計画の進捗状況などを踏まえ、課題の重要度を見極めながら、計画の見直しを行います。



# 資料編

# 1 計画改訂の経過【平成27年度】

# (1) 経過

# 平成27年4月24日 平成27年度第1回旭川市環境審議会

• 旭川市環境基本計画 (第2次計画) の改訂に関する質疑

# 平成27年5月8日 環境総合調整会議

• 旭川市環境基本計画(第2次計画)改訂に関する確認

「旭川の環境」市民意識アンケート調査(平成27年6月20日 ~ 平成27年7月10日)

# 平成27年9月1日 平成27年度 第2回 旭川市環境審議会

• 前計画の進捗状況及び市民意識アンケート調査の結果に関する質疑

# 平成 27年 10月 30日 環境総合調整会議

- 改訂案の提示、及び環境審議会への諮問
- 市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施決定

# 平成27年11月6日 平成27年度第3回旭川市環境審議会

- ・改訂に関する諮問
- ・改訂案に関する審議

市民意見提出手続(パブリックコメント) (平成 27年11月26日~平成27年12月25日)

#### 平成 28 年 1 月 13 日 平成 27 年度 第 4 回 旭川市環境審議会

- 市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果の報告
- ・改訂案に対する委員意見の整理・集約

#### 平成 28 年 1 月 26 日 平成 27 年度 第5回 旭川市環境審議会

・ 答申案の決定

#### 平成 28 年 2 月 26 日 旭川市環境審議会から答申書提出

# 平成 28 年 3 月 29 日 環境総合調整会議

旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(最終案)の確認

# (2) 旭川市環境審議会への諮問

旭 環 第 1 7 4 号 平成 2 7 年 1 1 月 6 日

旭川市環境審議会

会長 森重 正也 様

旭川市長 西川 将人

旭川市環境基本計画の改訂について (諮問)

旭川市環境基本条例第8条の規定に基づき,旭川市環境基本計画【第2次・改訂版】 (案)について、貴審議会の意見を求めます。

# (3) 旭川市環境審議会の答申

平成28年2月26日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市環境審議会 会長 森重 正也

旭川市環境基本計画の改訂案について(答申)

平成27年11月6日付けで本審議会に諮問のありました旭川市環境基本計画 【第2次計画・改訂版】(案)について慎重に審議した結果、概ね妥当であると認 めます。

ただし、今後の計画策定に当たっては、審議会としての意見を別紙のとおり付しますので、これらの意見を十分に尊重するとともに、策定後は、様々な手法により計画の趣旨を市民にわかりやすく伝えながら、実効性のある計画の推進に努められるよう要望します。

# 意見

# 1 施策の展開方向について

# (1)循環型社会の形成

ごみの減量・資源化をさらに進める取組として記載された「リフューズ」「リペア」「ロングユース」については、これまで普及啓発に取り組んできた3R(「リデュース」「リユース」「リサイクル」)との混同が懸念されるため、市民への普及や分かりやすさを重視し、カタカナ用語の使い方に配慮する必要がある。

また、安全・適正なごみ処理の推進について、「安全」のための施策内容を示す必要があるほか、家庭ごみ適正処理の起点であるごみステーションについては、設置場所の確保やルール違反への対応、カラス対策など、各地域の現状や意見を踏まえて検討していく必要がある。

# (2) 地球環境の保全

わが国の優れた環境技術を応用した水素社会の実現に向けて検討が行われている中,旭川市では水素製造に係る原料やエネルギー源としての水やバイオマス (農作物残渣,木質,汚泥など),再生可能エネルギーのポテンシャルが高いとの予測があることから,研究段階から実用化に至る可能性を見据えながら,旭川市としての対応を検討していくべきである。

#### (3) 自然環境の保全

ジオパークなどの自然資源の活用に向けては、それによって生じる環境影響を予測し、最小化することが重要であるため、自然環境の状況を事前に把握するとともに、対策の内容や効果を勘案し、総合的に判断を行う必要がある。

また、豊かな水と緑からなる良好な自然環境は、安全で安心な農産物の生産や 適切な販路の充実に不可欠な農業の基盤であり、川のまち・旭川の重要な水源地 でもある。

これらを自然資源として活用する際は、保全と両立した持続可能な利用が必要であり、目的が不明瞭な土地取引から水源地を保全するための取組を検討するべきである。

#### (4) 都市環境の形成

街路樹は都市部に安らぎをもたらす緑として重要であるため,公共工事でやむ を得ず伐採する場合には、植樹を行うなど、その復元に努める必要がある。

また,街路樹の管理においては,適切な剪定手法を選択するとともに,生じた剪定枝については,資源化などによる有効活用を検討するべきである。

# (5) 環境に配慮する人の育成

様々な環境問題を解決するためには市民の協力が欠かせないため、より多くの 市民に環境への関心を持ってもらうことが極めて重要であるが、環境学習への参 加意欲が低いとの市民意識調査の結果を踏まえ、環境白書の概要版の作成や、身 近な問題であるエネルギー分野を起点とした情報発信などの様々な手段を用い て、環境学習の手助けとなるよう工夫する必要がある。

特に、子どもの環境学習については、将来に向けた環境に配慮する人の育成に加え、家庭や地域を通じて環境学習の成果を子どもから市民に浸透させる効果が期待できるなど、極めて重要な取組であることから、河川や森林などの自然環境や生物多様性への理解、地域に適したエネルギーや適切なごみ処理の意識を育むなど、旭川の特性を生かした学習内容について、総合学習や自由研究などの学校教育と連携を図りながら取り組んでいく必要がある。

# 2 配慮指針について

事業者の環境保全に係る取組拡大に向け、旭川市が業務委託や物品購入を行う際の、環境保全に積極的に取り組む事業者に対する優遇制度について記載するべきである。

また、環境行政が担う分野は専門的かつ広範囲にわたるため、専門家や環境保全団体との協働を促進するためには、職員の環境保全に係る知識を高めるとともに、資質の向上に努める必要がある。

さらに,良好な環境を将来に引き継いでいくためには,市民・事業者・市が各々の責務を認識し,行動していく必要があることを示すべきである。

# 3 計画の進行管理について

計画の見直しにおいては、その進捗状況や環境問題に係る動向、社会情勢の変化等を踏まえ、課題の重要度を見極めながら適切に行う必要があるほか、専門的な内容を市民の目線で分かりやすく表現するよう工夫する必要がある。

# 2 計画見直しの経過【令和元年度】

# (1) 経過

# 令和元年5月13日 令和元年度第1回旭川市環境審議会

・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】見直しの進め方に関する審議

# 令和元年6月10日 環境総合調整会議

旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】見直しの進め方に関する審議

# 令和元年7月30日 令和元年度第2回旭川市環境審議会

• 関連施策進捗状況の報告及び見直し方針案に関する審議

# 令和元年8月27日 令和元年度 第3回 旭川市環境審議会

・ 改訂素案に関する審議

# 令和元年8月30日 環境総合調整会議

- 関連施策進捗状況及び見直し方針に関する報告
- ・改訂素案に関する審議
- 意見提出手続(パブリックコメント)の実施決定

# 意見提出手続(パブリックコメント) (令和元年9月25日~令和元年10月25日)

## 令和元年 11 月 15 日 令和元年度 第4回 旭川市環境審議会

- 意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果等の報告
- ・意見の反映等に関する審議

# 令和2年1月28日 環境総合調整会議

・旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)の最終案の審議

# (2)旭川市環境審議会委員

(任期:令和元年6月1日~令和3年5月31日)

氏 名	所 属 等	
あんどう やすのぶ 安藤 泰旦	公募市民	
いしづか ひでとも 石塚 英倶	旭川市市民委員会連絡協議会	
ak<でら Uげる 奥寺 繁	北海道教育大学旭川校	
まざき りょうじ 尾崎 良司	あさひかわ自然共生ネットワーク	
Lodge togoth 篠原 泰則	公募市民	
なかたに ふ み こ 中谷 扶美子	旭川市小学校長会	
なかむら かすこ 中村 和子	旭川消費者協会	
ますこ じゅんいち 増子 淳一	北海道電力株式会社旭川支店	
みやこし あきひこ 宮越 昭彦	旭川工業高等専門学校	
もりしげ まさゃ 森重 正也	旭川大学短期大学部	会長
地域 えり子	旭川女性会議	副会長
やまだ あつし 山田 敦	北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場	
やまだ ともよし 出田 智善	公募市民	
やまだ はるお 古田 春雄	旭川商工会議所	
ゆまもと なおひさ 山本 直久	旭川弁護士会	

# 3 旭川市環境基本条例

(平成10年3月30日条例第13号)

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(第7条-第31条)

第3章 環境審議会(第32条)

附則

旭川市は、大雪山連峰から連なる山並みに抱かれ、石狩川と多くの支流が合流する自然が豊かなまちであり、夏の暑さや冬の厳しい寒さ、四季の鮮明な移り変わり等北国の中でも特色ある風土を有している。この風土の中で、農業をはじめ、内陸の交通の要衝という地理的条件を生かした産業が発展を続け、旭川市は、今や北海道の拠点都市となった。

しかし,都市化の進展は,市民生活の利便性を向上させた反面,大量生産,大量消費,大量廃棄型経済社会を生み出した。その結果,不用物の増大による環境への影響は,環境の持つ復元能力を超え,地域のみならず地球的規模で広がりを見せており,更には人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、快適で安全かつ健康で文化的な生活を 営むことのできる良好な環境を享受する権利を有す るとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維 持し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担ってい る。

今こそ,市民一人一人が現在の生活の在り方を見直して,自然の中で生きてきた,アイヌの人々,開拓に携わってきた人々等先人たちの豊かな知恵と私たちが持てる科学の知見とによって,失われつつある自然の回復に努め,限りある地球の資源を保全し,環境への負荷の少ない社会を築いていかなければならない。

ここに、人と自然が調和した旭川の風土にふさわ しい良好な環境を確保するとともに、地球市民の一 員としてかけがえのない地球環境の保全に貢献して いくため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、 基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責 務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造 に関する施策の基本となる事項を定めることによ り、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もっ て現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営 む上で必要とする健全で良好な環境を確保するこ とを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
  - (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の 温暖化又はオゾン層の破壊の進行,野生生物の 種の減少その他の地球の全体又はその広範な 部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の

- 保全であって、人類の福祉に貢献するとともに 市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する ものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち,事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染,水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。),土壌の汚染,騒音,振動,地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって,人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が等しく、人と自然が調和した良好な環境の恩恵を受け、この良好な環境をより質の高いものとして将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、資源の循環的な利用を 促進することにより、環境への負荷の少ない持続 的発展が可能な社会を構築することを目的として 行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下に、相互に協力し、かつ、連携して推進されなければならない。

#### (市民の責務)

- 第4条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷 の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造に 自ら努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、 自らの責任において、公害の防止、廃棄物の適正 な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑 化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低 減に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に 関する施策に協力しなければならない。

#### (市の責務)

- 第6条 市は、環境の保全及び創造に関する総合的 かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければ ならない。
- 2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

#### 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

## (施策の基本方針)

- 第7条 市は,第3条に定める基本理念にのっとり, 次に掲げる基本方針に基づき,環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。
  - (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
  - (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多

3

様な自然環境を保全すること。

- (3) 水と緑による都市景観の形成,歴史的文化的環境の形成,冬の快適な生活環境の創造等を推進し、潤いと安らぎのある都市環境を形成すること。
- (4) 人と環境のかかわりについて理解を深め、 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネル ギーの有効利用等環境への負荷の少ない新た な生活文化を形成すること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取組への貢献に努めること。

#### (環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するため、旭川市環境 基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定 しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の方向
  - (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、 市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、 旭川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について 準用する。

#### (環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、環境基本計画 に基づく施策の実施状況等を明らかにするため、 旭川市環境白書を作成し、公表しなければならな い。

#### (市民環境週間)

- 第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及 び創造についての関心と理解を深めるとともに, 積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う 意欲を高めるため,旭川市民環境週間を設ける。
- 2 旭川市民環境週間は,6月1日から1週間とする。
- 3 市は、旭川市民環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

#### (環境影響評価の措置)

- 第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、既に行われた前項の事業のうち環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った事業者がその事業に係る影響について自ら適正に調査及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為等環境の保全上の支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

#### (監視等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

#### (環境の保全及び創造に関する施設の整備)

- 第14条 市は、廃棄物及び下水の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の快適な環境の保全及 び創造に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (事業者との協定の締結)

第 15 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の 低減を図るため特に必要なときは、事業者との間 で環境への負荷の低減に資する協定を締結するも のとする。

(水と緑に恵まれた良好な環境の保全及び創造)

- 第 16 条 市は、人と自然が触れ合い、緑豊かな市域の形成を図るため、森林、緑地及び河川の保全 その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、生物の生息環境及び生育環境に配慮し、 在来野生生物及び希少野生生物の保護に努めるも のとする。
- 3 市は、河川空間の整備、河畔林の保全等により、 良好な河川の環境を確保するとともに、山並み、 丘陵地、農地等から成る緑の連続性の保全及び創 造を図り、水と緑に恵まれた良好な環境の保全及 び創造を推進するため、必要な措置を講ずるもの とする。
- 4 市は、農地が有する環境の保全及び創造に寄与する多様な機能を保全し、及び創造するため、農地の有効利用、環境への負荷の少ない農業の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

# (快適な都市環境の保全及び創造)

第17条 市は、潤いと安らぎのある快適な都市環境を保全し、及び創造するため、都市の緑化及び美化の推進、良好な景観及び親水性の高い水辺地の形成、快適な音の環境の確保、歴史的又は文化的な財産の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (快適な冬の生活環境の保全及び創造)

- 第 18 条 市は、快適な冬の生活環境を保全し、及び創造するため、雪や寒さに関する調査研究を行うとともに、雪を克服し、及び利用し、並びに雪に親しむ総合的な対策を推進するものとする。
- 2 市は、冬の大気環境の保全を図るため、市域の 地理的及び気象的特性を考慮し、必要な対策に努 めるものとする。

#### (資源及びエネルギーの消費の抑制等の促進)

- 第 19 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、 市民及び事業者による資源及びエネルギーの消費 の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量 化が促進されるように、必要な措置を講ずるもの とする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、施設の 建設及び維持管理その他の市の事業の実施に当た って、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の

3

- 循環的な利用並びに廃棄物の減量化に努めるもの とする。
- 3 市は、新しいエネルギー(廃棄物等の循環的な 利用により生み出されるものを含む。)の開発に対 する事業者の取組を促進するために、必要な措置 を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する製品 等の利用を自ら進めるとともに、市民及び事業者 による当該製品等の利用が促進されるように、必 要な措置を講ずるものとする。

#### (経済的措置)

- 第21条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組 織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が 環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の 環境の保全に関する活動を促進するため必要があ るときは、適正な助成その他の措置を講ずるもの とする。
- 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要 があるときは, 市民, 事業者又は民間団体に適正 な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

#### (環境学習等の推進)

- 第22条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び 創造について理解を深め、環境の保全及び創造に 関する活動が促進されるように、環境の保全及び 創造に関する学習を推進するものとする。
- 2 市は、特に次代を担う子どもたちの環境の保全 及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進す るため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (地球環境保全に関する施策の推進)

- 第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保 護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進 するものとする。
- 市は、関係機関及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する情報の収集及び提供により、地球 環境保全に関する国際協力の推進に努めるものと する。

#### (市民等の自発的活動の促進)

第24条 市は、市民、事業者又は民間団体による 環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進 されるように、必要な措置を講ずるものとする。

#### (市民等の参加の機会の確保)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策 を推進するに当たっては、市民、事業者及び民間 団体の参加の機会の確保に努めるものとする。

## (市民等の意見の反映)

第26条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境 に関する意見を環境の保全及び創造に関する施策 に反映させることができるように、必要な措置を 講ずるものとする。

#### (情報の収集及び提供並びに調査研究の実施)

- 第27条 市は、環境の保全及び創造に関する情報 の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に 関する活動に資するため、必要な情報を適切に提 供するよう努めるものとする。
- 2 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要 な調査研究に努めるものとする。

#### (国等との協力)

第28条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低 減に努めるとともに、環境の保全及び創造のため の広域的な取組を必要とする施策については,国,

他の地方公共団体及び関係機関と協力して推進す るものとする。

#### (施策の推進体制の整備)

- 第29条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施 策を推進するための体制を整備するものとする。
- 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民 事業者及び民間団体とともに推進するための体制 を整備するように努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第30条 市は、環境の保全に関する施策を推進す るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める ものとする。

#### (環境監査等)

- 第31条 市は、事業者の自主的な環境管理及び環 境監査が促進されるように、必要な措置を講ずる ものとする。
- 市は、実施した事業、利用した製品等における 環境への配慮の状況を検査することにより、自ら 環境監査の実施に努めるものとする。

#### 第3章 環境審議会

#### (環境審議会)

- 第 32 条 本市の環境の保全及び創造に関する基本 的事項を調査審議するため,旭川市環境審議会(以 下「審議会」という。)を置く。
- 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項 について調査審議する。
  - (1) 環境基本計画に関すること。
  - 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び 創造に関する基本的事項
- 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に 意見を述べることができる。
- 審議会は、委員 15 人以内をもって構成する。 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充 5 によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

# 4 計画の変遷

平成 12 年に最初の計画を策定して以来, 社会情勢や環境問題の変化等を踏まえながら 修正(改訂)を重ねてきました。

修正のうち、計画期間を改めた場合を「策定」、改めていない場合を「見直し」として、 計画の変遷を示します。

旭川市環境基本条例 平成 10 (1998) 年 3 月制定

# 旭川市環境基本計画

平成 12 (2000) 年2月2日策定

計画期間

平成 20 (2008) 年度まで



# 旭川市環境基本計画(第2次計画)

平成 21 (2009) 年3月策定

計画期間

平成 21 (2009) 年度からおおむね 10 年間



# 旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】

平成 28 (2016) 年3月策定

計画期間

令和2(2020)年1月見直し

平成 28 (2016) 年度から令和 9 (2027) 年度 までの 12 年間

# 5 用語解説

## あ行

# ●旭川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)「エっコらしょ」

旭川市環境基本条例及び旭川市環境基本計画に基づき,市役所が自らの事務・事業において率先して環境への負荷の低減に努め,温室効果ガスの削減を図るための取組を定めた計画。

地球温暖化対策推進法で地方公共団体が策定 を義務付けられた計画としても位置付けられて いる。

# ●硫黄酸化物 (SOx)

二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>),三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)など 硫黄の酸化物の総称。石炭,石油などの化石燃 料中に含まれる硫黄分が,燃焼の過程で酸素と 結びつき生成される。

亜硫酸ガスと呼ばれており,のどや肺など呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか,雨に溶けて酸性雨の原因ともなる。

#### ●一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の対象となる廃棄物のうち,産業廃棄物以外のもの。 一般家庭から排出される家庭ごみ,事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物,し

尿や家庭雑排水などの液状廃棄物が含まれる。

#### ●エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を 通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立 つと認められた商品につけられる環境ラベル。

消費者が、暮らしと環境との関係について考え、環境に配慮された商品を選ぶための目安として役立てられることを目的としている。

# •SDGs

世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標。

Sustainable Development Goalsの略で、 「持続可能な開発目標」と訳されている。

地球環境や気候変動に配慮しながら,持続可能な暮らしや社会を営むために,世界各国の政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標として設定された。

「貧困をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などの17の目標と、それらの目標を実現するための169のターゲットで構成されている。

# ●オゾン層

地上15~50km(成層圏)に存在するオゾン(O3)濃度の高い大気層。太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしている。

エアコンや冷蔵庫の冷媒として使用されていたフロンガスなどにより破壊され、南極上空にオゾン濃度が低い「オゾンホール」が観測されるなど、地上への影響が懸念されている。

#### ●温室効果ガス

太陽から地表に届いた熱を受けて、地表から放射される赤外線を吸収する作用の大きいガスの総称で、代表的なものとしては、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)などがある。

大気中のこれらのガスの濃度が上昇すると地 表面からの熱放射が阻害され、地球温暖化が引 き起こされるといわれている。

主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の大気中濃度は、産業革命などの工業化以前(1750年頃)の278ppmから、2018年には407.8ppmに達するとされており、急激な増加が見られる。

#### か行

# ●カーボン・ニュートラル

植物は光合成を行い、大気中の二酸化炭素を 吸収して成長することから、「これを燃焼し二酸 化炭素が発生しても植物のライフスタイル全体 では大気中の二酸化炭素の増減に寄与しない」 とする考え方がカーボン・ニュートラルである。

## ●外来種

本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。

近年,導入された地域の環境に過剰に適応し, 人間の生活や地域固有の生態系に影響を及ぼす 「侵略的外来種」による被害の事例が注目され ている。

# ●外来種被害予防三原則

外来種による被害を未然に防ぐ考え方。

①生態系等への悪影響があるかもしれない外来種を日本に「入れない」ことが最も重要であり、②すでに国内で利用されている外来種を野外に出さないためには絶対に「捨てない」ことが必要であり、③野外で外来種が繁殖してしまっている場合にも、それ以上「拡げない」ことが重要というもの。

(※58ページにも解説あり。)

#### ●家庭エコ診断

各家庭のライフスタイルや地域特性に応じた きめ細かい診断・アドバイスを実施することに より効果的に二酸化炭素排出量の削減・抑制を 推進していくための制度。

### ●環境アドバイザー制度

本市が平成9年度から実施している制度。

市民や各種団体,学校等における自主的な環境学習や環境保全活動等の人的支援を目的とし,予め登録された個人・団体をアドバイザーとして派遣する制度で,地域における環境学習のサポートを行っている。

# ●環境影響評価

周辺の自然環境に開発事業が環境に与える影響の程度と範囲,その防止対策について事前に 調査,予測,評価すること。

開発によって失われた自然環境の回復や復元は著しく困難であるため、大きな影響を及ぼすおそれがある事業については、その規模などによって国や都道府県に意見を求め、勘案するよう環境影響評価法で定められている。

# ●環境基準

環境基本法に基づき定められた、人の健康を 保護し、生活環境を保全する上で維持されるこ とが望ましい基準。

現在は、大気汚染、水質汚濁(地下水を含む)、 土壌汚染及び騒音(航空機騒音、新幹線鉄道騒 音を含む)のそれぞれについて、基準が定めら れている。

#### ●環境基本法

国の環境政策の根幹を定めた基本法で、環境 保全に関する基本理念、国・地方公共団体・事 業者及び国民の責務を定めている。

また、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「環境基本計画」、人の健康保護及び生活環境を保全する「環境基準」「公害防止計画」など、環境の保全に関する施策の基本事項について定めている。

# (か行)

## ●環境教育

人間と環境の関わりについて理解と見識を深めることにより、環境保全活動へ参加する態度 や環境問題解決に資する能力を育成するための 教育。

幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校・地域・家庭・職場・野外活動の場など、多様な場において推進される。

#### ●環境負荷

人が環境に与える負担。単独では環境への悪 影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を 及ぼすものも含む。

環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

#### ●環境保全活動

広く市民の参加を得て行う, 地域の環境保全 に重要な意義を有する活動。

事例として、地域で行われる資源リサイクル活動や植樹などの緑化活動、環境美化のためのごみ拾い、外来種の防除や身近な自然などについて理解を深めるための自然観察会などが挙げられる。

# ●気候変動適応法

既に生じている,あるいは,将来予測される 気候変動の影響による被害の防止・軽減を国, 地方公共団体,国民が連携して取組むための枠 組みを定めた法律(平成30年12月施行)。

地球温暖化対策推進法が温暖化に対する緩和 策であるのに対し,本法は適応を推進するため のものである。

# ●規制基準

事業活動及びその他の活動を行う者が遵守し なければならない許容限度を指す。

ばい煙,粉じん,汚水,騒音,振動,悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されており,ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙,粉じんについては排出基準,工場や事業場からの排出水については,排水基準という。

#### ●揮発性有機化合物

常温常圧で空気中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。

水より比重が大きい、粘性が低い、分解しに くい性質から、地層粒子の間に浸透して土壌・ 地下水を汚染する。

また、大気中に放出されたものは光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質(SPM)の発生に関与していると考えられている。

### ●京都議定書

1997(平成9)年12月に京都で開催された, 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3) で採択された議定書。

先進各国の温室効果ガス排出量について法的 拘束力のある数値目標が決定されるとともに, 排出量取引,共同実施,クリーン開発メカニズ ムなどの新たな仕組みが合意された。

# ●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく 考え,価格や品質,デザインだけでなく,リサイクルされた原料を使用している,製造過程に おける温室効果ガス排出量が少ないなど,環境 への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購 入すること。

こうした行動が普及することで,環境負荷の 低い製品の普及や消費活動による環境負荷の低 減が期待される。

# (か行)

# ●光化学オキシダント(Ox)

工場や自動車から排出された大気中の窒素酸化物(NOx)や炭化水素などの大気汚染物質が,太陽光の紫外線を受け反応して発生する酸化性物質のうち,二酸化窒素を除いたもので,本市では高層大気から降下してきた天然のオゾンが多くの割合を占めると考えられている。

光化学スモッグ発生の原因であり、目や喉などの粘膜に影響を及ぼすおそれがある。

## ●公共用水域

河川, 湖沼, 港湾, 沿岸海域その他公共の用に供される水域と, これらに接続する公共溝渠, かんがい用水路その他公共の用に供される水路。

ただし,公共下水道及び流域下水道であって 終末処理場を設置しているものを除く。

# ●国内外来種

国内の他地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。

北海道における国内外来種には、津軽海峡を 越えて本州から導入されたアズマヒキガエルや カブトムシ、ゲンジボタルなどが挙げられる。

一部は特定外来生物と同様に生態系に対する 影響が懸念され,北海道の指定外来種となって いる。

# さ行

# ●再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り 出すエネルギーの総称で、化石燃料(石炭・石油)や原子力といった枯渇の恐れがあるエネル ギー資源と対比して用いられる。

代表的なものは、太陽光、風力、水力、地熱 などの自然エネルギーであり、廃棄物の焼却で 得られるエネルギーも含まれる。

#### ●産業廃棄物

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物が定められている。

# ●酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨,雪,ガス,粒子などの降下物で,通常はpH(水素イオン濃度指数)5.6以下のものをいう。

生態系被害(湖沼の酸性化による生物の死滅, 樹木の立ち枯れによる森林の荒廃など)や人の 生活への被害(建造物のコンクリートや金属部 分の溶解など)が認められている。

# (さ行)

#### ●ジオパーク

地球科学的に重要な地質・地形を含む自然公園のことで、大地の成り立ちだけでなく、大地の上に成り立つ自然、そこに暮らす人々の歴史や文化を学ぶことのできる場である。ジオパーク活動は、それらの地質・地形の保全とともに、教育や観光に活用し、地域の持続可能な発展につなげることを目的としている。

民間団体「世界ジオパークネットワーク」によって120地域が世界ジオパークに認定されてきたが、平成27(2015)年11月、従来から支援を行ってきたユネスコの正式事業となった。

一方、日本ジオパークは、日本ジオパークネットワークが独自に認定する制度で、平成31 (2019)年4月現在、国内44地域が認定されている(うち9か所が世界ジオパーク)。

# ●持続可能な開発のための教育(ESD)

世界規模で持続可能な社会を形成するためには、地球温暖化や生物多様性に加え、貧困・人権・紛争など相互に関連しあった問題を総合的に解決する必要がある。

こうした問題に対し、身近な課題に関心を持ち、学び、行動することを基本とした国際的な 教育プログラムである。

国内では学習指導要領にもESDの考え方が 盛り込まれているほか、社会教育の分野におい ても、様々な世代における自発的な活動が期待 されている。

# ●指定外来種

道内の生物多様性に著しい影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして、北海道生物多様性条例に基づき指定された外来種。

①在来種の捕食・競合・駆逐、②植生破壊による生態系基盤の損壊、③交雑による遺伝的攪乱などの影響が懸念されている。

道内で指定外来種の飼養等(飼養・栽培・保管・運搬)を行う場合は,野外に出ないよう適切に管理する必要があるほか,野外に放つ行為は禁止されている。

また,指定外来種の販売業者には,これらに 関する説明義務が課されている。

本市で生息が確認されている指定外来種としては,アズマヒキガエルなどがある。

#### ●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済 のあり方に代わる、資源・エネルギーの循環的 な利用がなされる社会。

循環型社会形成推進基本法では、「廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物のうち有用なものは循環的な利用が促進され、循環的な利用が行われない廃棄物については適正な処分が確保される、天然資源の消費を抑制した、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定められている。

## ●省エネルギー

エネルギーを節約すること。または、より少ないエネルギーで社会的・経済的な効果を得られるようにすること。

具体的な手法としては、不要な機器の停止や 温度・照度の設定見直し、設備・機器の補修、 効率的な設備への取替えなどが挙げられるが、 日常生活でそれらを使用する市民一人ひとりの 意識が最も重要である。

# (さ行)

#### ●浄化槽

生活排水のうち, し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂, 洗濯などからの排水)を併せて処理し, 終末処理下水道以外に放流するための設備。

下水道整備計画のない地域での水質汚濁や悪 臭の防止など、環境改善を図る有効な手段であ る。

# ●硝酸性•亜硝酸性窒素

化合物の中に硝酸塩・亜硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオン、亜 硝酸イオンとして存在している。

肥料、家畜ふん尿や生活排水に含まれるアン モニウムが酸化されたものが富栄養化の原因と なっている。

作物の吸収量を超える過剰な肥料投入や家畜 ふん尿の不適正な管理によって地下水の富栄養 化が生じた場合,湿地帯など貧栄養を前提とし た自然環境への影響が懸念される。

## ●水源地

雨水を吸収・貯留し、地下水として少しずつ 川に流す作用が期待される、森林や土壌が広が る地域。様々な動植物の生息地として重要であ るとともに、都市部における洪水や渇水を防止 する機能をもつ。

#### ●スマートコミュニティ

家庭やビル等の電力の需要と供給を見える化し、情報通信や蓄電池の技術を活用したエネルギーマネジメントを実現することによって、「エコで快適」「安全・安心」な暮らしが持続するまちのこと。

# ●3R (スリーアール)

ごみを減らし、循環型社会を作っていくための取組である、廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)の頭文字を取って表したもの。

発生抑制は「廃棄物の発生を減らすこと」,再 使用は「使用済みのものを繰り返し使用するこ と」,再生利用は「使用済みのものを原材料とし て利用すること」を意味している。

## ●生物多様性

「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の 多様性」で構成される,多種多様な生物が様々 な環境で生息している状態を指す。

私たち人間もその一部として、空気・水・農業・文化など様々な面で生物多様性の恩恵を受けているが、産業革命に端を発する人間の活動規模の急激な拡大に伴い絶滅種や絶滅危惧種が急激に増加するなど、世界規模で生物多様性の損失が進行している。

すべての生物種は他の生物種と微妙なバランスの下で関わり合いながら成立していることを認識し、人間社会が持続可能な発展を遂げていくためには、その基盤である生物多様性の保全が極めて重要である。

#### ●生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性 国家戦略を基本として地方自治体が定める、生 物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基 本的な計画。

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標,総合的かつ計画的に講ずべき施策について,各地方自治体が単独,あるいは共同で策定するよう努めることとされている。

# (さ行)

#### ●世界自然遺産

世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録される遺産のカテゴリーの一つ。

自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「自然美」「地形・地質」「生態系」「生物多様性」のいずれかを満たす必要があり、令和元(2019)年現在、213か所が登録されている。日本国内では平成5(1993)年に登録された「星々島」と「中かは地」に続き、平成47

日本国内では平成5(1993)年に登録された「屋久島」と「白神山地」に続き、平成17(2005)年に「知床」が、平成23(2011)年に「小笠原諸島」が登録されている。

自然遺産の価値を将来にわたって維持するためには適切に保護管理されていることが必要であり、世界自然遺産地域は、国が責任をもって管理できる国立公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物など、国の法律や制度等に基づく保全措置が講じられている。

# ●雪氷冷熱

雪や氷が持つ冷熱エネルギーのことであり、 建物の冷房や農産物の冷蔵等の熱源として利用 することができる。

冬期間の雪氷を有効利用でき、二酸化炭素の 発生も伴わないことから、積雪寒冷地域におけ る有効な再生可能エネルギーとして活用が可能 である。

# ●絶滅危惧種

さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅 の危機に瀕している種・亜種を指す。

自然の状態であっても進化の過程で種の絶滅が起きることはあるが、近年、さまざまな人間活動の影響により、かつてない速さと規模で進んでいる絶滅が問題となっており、地球環境保全上の重要な課題となっている。

#### た行

# ●ダイオキシン類

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質を「ダイオキシン類」と定義している。

発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が 規制されている。

## ●地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大 気中の温室効果ガスの濃度を増加させることに より、地球全体として、地表及び大気の温度が 追加的に上昇する現象。

海面上昇,干ばつなどの問題を引き起こし, 人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念 されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石 炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大 気中の炭素を吸収し貯蔵する森林の減少がそれ を助長している。

# ●地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)

地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取組むための枠組みを定めた法律。

温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の国 としての削減目標を地球温暖化対策計画で定め、 その達成に向けた国、地方公共団体、事業者、 国民の責務、役割を明らかにするものである。

# (た行)

## ●地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。 生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者 等と消費者の交流活動など多様な取組が展開さ れている。

消費者と生産者の相互理解を深め,地域の農業や経済の発展に寄与するとともに,輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出削減など,環境負荷の低減に貢献すると考えられている。

## ●窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素 (NO), 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) など 窒素の酸化物の総称。

工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素であり、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっているほか、一酸化二窒素(N₂O)は、温室効果ガスの一種でもある。

#### ●低炭素社会

化石エネルギーへの依存から脱却し、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素(CO2)の排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。

#### ●特定外来生物

外来生物法(特定外来生物による生態系等に 係る被害の防止に関する法律)で定められた,

「生態系,人の生命・身体,農林水産業へ被害を及ぼすもの,又は及ぼすおそれがある外来生物(国外由来の外来種)」を指す。

外来種被害予防三原則に従い、その取扱い(飼養・栽培・保管・運搬・輸入)を規制し、防除を行うことで被害防止を図ることとしている。

本市においても、アライグマやウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴン ソウなどが確認されており、生態系などへの影響が懸念されている。

#### は行

#### ●バイオマス

光合成によってつくり出される再生可能な, 生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの を指す。

廃棄される紙,家畜排せつ物,食品廃棄物,建設発生木材,製材工場残材,下水汚泥などの廃棄物系バイオマス,稲わら・麦わら・もみ殻等の農業廃棄物や林地残材(間伐材,被害木等)などの未利用バイオマスがある。

大気中の二酸化炭素を吸収し生成した資源であるため、カーボン・ニュートラルの考え方から、利用の拡大が検討されている。

#### ●パリ協定

平成27(2015)年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された,2020年以降の温暖化防止の新たな枠組み。

「産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持する」ことを主な目的とした温室効果ガスの排出削減「緩和」や気候変動の悪影響への対処「適応」などについて規定している。

京都議定書に代わる,すべての国が参加する 公平かつ実効的な新しい法的枠組みとして発効 された。

日本はCOP21の開催に先立ち「2030年度 に2013年比で温室効果ガスを26%削減する」 との約束草案を提出している。

# ●ppm (ピーピーエム)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表す単位で, 百万分の1を意味する。

例えば、空気1立方メートル中に1立方センチメートルの物質が含まれている場合には、この物質の濃度が1ppmに相当する。

# (は行)

# ●微小粒子状物質(PM2.5)

物質の燃焼などで発生するSPM (浮遊粒子状物質) のうち、大きさが $2.5 \mu m$  (1mm0400 分の1) 以下のものを指す。

粒子が非常に小さいため、人体の呼吸器系に及ぼす影響がSPMよりも大きいと考えられている。

#### ●フードマイレージ

英国で提唱された「Food Miles」の考え方に基づき、農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のこと。

農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出され, 食料の生産地から食卓までの距離が長いほど, 輸送に要する燃料が増加(二酸化炭素排出量の 増大)を伴うため、この数値が高いほど環境に 大きな負荷を与えていることになる。

### ●不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では, 「何人も,みだりに廃棄物を捨ててはならない」 とされており,この規定に違反して廃棄物を投 棄することを「不法投棄」という。

山林や河川敷地など人目につかない場所に投棄されることが多く、環境汚染の一因となっている。

# ●浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊しているばいじんや粉じん,自動車の排出ガスに含まれるカーボン粒子などの中でも,粒径 $10\mu$ m(1メートルの十万分の1の長さ)以下の粒子状の物質。

人体に対しては、気管や肺まで到達することで、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがある。

### ●フロン類

特定フロン(CFC:クロロフルオロカーボン, HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン)と 代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン) を指す。

冷蔵庫やエアコンの冷媒に使われていた前者によるオゾン層破壊が明らかとなり、オゾン層を破壊しない後者への転換が進められてきたが、両者ともに高い温室効果を持つため、フロン排出抑制法に基づき回収・破壊が義務付けられている。

なお、近年ではフロン類を使用しない冷蔵庫 やスプレー缶が実用化され、「グリーン購入」の 一環として普及が進められている。

## ま行

# ● μ g (マイクログラム)

# ● μm (マイクロメートル)

「 $\mu$ (マイクロ)」は百万分の1を意味する接頭語で、物質の質量を示す単位"g(グラム)"と組み合わせることで、1グラムの百万分の1の量 $(1 \times 10^{-6} \, g)$ を意味する。

同様に、物質の長さを示す単位 "m (メートル)" と組み合わせることで、1 メートルの百万分の1 の量  $(1 \times 10^{-6}$ m) を意味する。

## ●緑の回廊

公園や河畔林(市街地)と森林地帯(郊外)を結び、連続性を持たせた一体的な緑地を指す。

複数の緑地が孤立した状態よりも、移動や繁殖といった生物の活動が活発となるなど、人と自然の共存・共生にとって重要な考え方と言われている。

# ●モニタリング

大気や水質の継続観測,植生の経年的調査, 気候変動による生物種の構成や外来種と在来種 の分布など,一定の調査手法で長期にわたり継 続監視することで,その変化を把握すること。

継続することに意味があるため、調査費用の 低減が求められることが多く、機械力の導入や 簡便な調査手法などの技術開発を 進めながら計画的に実施する必要がある。

# や行

# ●野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣の保護管理は生物の多様性の確保, 生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を 図る観点から,以下のとおり行うことを指す。

保護とは、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

管理とは、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

野生鳥獣の生息数を正確に把握することは難 しいため、モニタリングによって施策の妥当性 を検証しつつ、軌道修正を繰り返すという順応 的な保護管理を行う必要がある。

# ら行

#### ●緑被率

樹木や草本類などの緑で覆われた土地の面積 の占める割合を示したもの。

平面的な緑の量を把握するための指標で、都市計画などに用いられる。

# 外来種被害予防三原則

入れない 外来種による影響の完全な予測は困難

です。国内や未生息地域に「入れない」

ことが最も重要です。

捨てない 現に飼養・栽培されている外来種も,

野外に出さなければ被害の予防が可能です。「捨てない」(逸出させない) こ

とが大変重要です。

**拡げない** 野外で定着してしまった外来種による

被害を悪化させないため,他の未生息 地域に持ち出さない,増やさないなど, 分布域や生息数をそれ以上「拡げない」

ことが重要です。



# 旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】

平成 28 年 3 月 初 版発行 令和 2 年 1 月 第 2 版発行

【編集・発行】

旭川市 環境部 環境総務課

〒 070-8525 旭川市6条通9丁目46番地

電話 0166-25-5350 FAX 0166-29-3977 Eメール kankyosomu@city.asahikawa.lg.jp

旭川市公式ホームページ

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/